

人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第7号
平成16年5月10日改正
最終改正 平成28年4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構の大学共同利用機関（以下「機関」という。）に置かれる運営会議の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 当該機関外の学識経験者
- (2) 当該機関の研究教育職員

2 運営会議の委員の過半数は前項第1号に該当する者とし、その人数は、機関の長が別に定める。

(任命)

第3条 委員は、機関の長の推薦に基づき、機構長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 当該機関の長候補者の選考に関する事。
- (2) 当該機関の研究教育職員の人事に関する事。
- (3) 事業計画その他管理運営に関する重要事項に関する事。

(議長)

第6条 運営会議に議長を置き、委員の互選による。

2 議長は、機関の長の要請により運営会議を招集し主宰する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機関の長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降、最初の委員に係る任期は第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。